

大谷第四自治会規約

第1条（名称及び事務所）

この会は、大谷第四自治会と称し、事務所を自治会館におく。

第2条（目的）

この会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第3条（区域）

この会の対象とする区域は、さいたま市見沼区の下記地内とする。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 大谷666番地 | 2 大谷723番地 | 3 大谷724番地 |
| 4 大谷757番地 | 5 大谷766番地 | 6 大谷804番地 |

第4条（事業）

この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の連絡事務に関する事。
- 2 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- 3 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- 4 会員の福祉厚生に関する事。
- 5 集会施設の管理運営に関する事（別に定めるところによる。）。)
- 6 自主防災活動に関する事（別に定めるところによる。）。)
- 7 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事。

第5条（会員及び準会員）

第3条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員となることができる。また、上記区域に住所を有しないが区域内に土地若しくは建物を有する者は、全てこの会の準会員となることができる。

第6条（入会）

会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。この会は、この会の区域に入居した個人に対し、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。この会は、正当な事由のない限り、この区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第7条（退会）

会員もしくは準会員は、退会しようとするときは、会長に届け出をしなければならない。

い。会員がこの会の区域内に居住しなくなったとき、死亡したとき、もしくは、会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないときは、退会したものとみなす。

なお、退会した会員がこの会に既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第8条（役員と職務）

この会に下記の役員を置き、その職務は次のとおりとする。但し、監事は、他の役員と兼務できないものとする。

- | | | |
|------|----|---|
| 会長 | 1名 | 自治会を代表し、会務を総括する。 |
| 副会長 | 2名 | 会長を補佐し、会務を調整する。会長に事故があるときは、その職務を代理する。又、会長が欠けたときは、予め総会で承認を得た順序により、会長に就任する（前任者の残任期間に限る） |
| 総務 | 3名 | 自治会の総務を担当する。 |
| 広報 | 2名 | 自治会の広報を担当する。 |
| 会計 | 1名 | 自治会の会計を担当する。 |
| 会館 | 2名 | 会館の管理運営を担当する。 |
| 環境衛生 | 2名 | 自治会の生活環境及び衛生を担当する。 |
| 監事 | 1名 | 自治会及び会館の会計を監査する |

第9条（班及び当番）

この会の事業を円滑に行うため、班を編成し、班に当番を置く。任期は3ヶ月とする。

第10条（役員を選任及び任期）

役員は、班を組み合わせた各組の代表者を役員候補者とし、役員候補者の自薦又は互選により各職に当て、総会の承認を得て就任するものとする。任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条の2（役員を退任及び補欠役員を選任）

やむを得ない事由により、役員を退任しようとする者は、役員会の議決を経て、役員を退任することができるものとする。この場合、役員会は、前条及び第12条の規定にかかわらず、当該役員の関係する組の構成員の中から当該職（会長の退任に伴い選任する場合は、副会長職）の役員を選任することができるものとする。なお、補欠役員の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第10条の3（役員候補者の資格）

- 1 80歳以上の会員は役員候補を辞退できるものとする。
- 2 前項会員に20歳以上80歳未満の家族または親族である同居者がいる場合、当該同居者は前項会員に代わって役員候補者となるものとする。

3 前項の同居者はやむを得ない事由により役員候補を辞退したい場合、所属する組の構成員の過半数の同意があれば、役員候補を辞退できるものとする。

第11条（会議）

- 1 総会は、通常総会と臨時総会とし、会員をもって構成し、その議長は、総会において会員の中から選任する。
- 2 定期総会は、毎年1回4月に開催し、会長が召集する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が召集する。
- 4 役員会は、監事を除くその他の全役員をもって構成し、会長が召集し、会長が議長に当たる。
- 5 総会は、総会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者（委任状を含む）の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長が決する。但し、規約の変更は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。
- 6 総会を召集する場合は、会員に対し、会議の目的事項、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 7 役員会は、監事を除く役員員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者（委任状を含む）の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長が決する。
- 8 やむを得ない事由のため、会議に出席できない会員及び役員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他会員を代理人として表決を委任することができる。
- 9 万やむを得ず定期総会開催について中止を余儀なくされた場合、役員会の決議において、書面での議決権を行使することが出来る。

第12条（総会及び役員会の機能）

総会及び役員会は、次の事項を議決する。

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|----------|
| [総会議決事項] | 1 規約の改廃 | 2 役員を選任 | 3 決算及び予算 |
| | 4 事業報告及び事業計画 | 5 その他重要事項 | |
| [役員会議決事項] | 1 総会議決事項の執行 | 2 総会付議事項 | |
| | 3 その他会務執行事項 | | |

第13条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所
- 2 会員の現在数及び出席者数（委任状を含む）
- 3 開催目的、審議事項及び議決事項
- 4 議事の経過の概要及びその結果
- 5 議事録署名人の選任に関する事項

第14条（入会金及び会費）

会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。準会員は入会金及び会費の納入義務はない。

- 1 入会金 1 世帯 300 円
- 2 会費 毎月 300 円（徴収日、毎月 5 日）

第 15 条（資産）

この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 入会金及び会費
- 2 寄付金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 別に定める財産目録記載の資産
- 6 その他収入

第 16 条（資産の管理）

資産は会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。資産は、これを処分又は担保に供することができない。但し、やむを得ない事由がある時は、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

第 17 条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

第 18 条（解散及び残余財産の処分）

この会が解散する場合は、総会において総員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。解散する時に存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と同一の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 19 条（書類、帳簿の備え付け）

この会は、その事務所に下記に掲げる書類・帳簿を備え付けなければならない。

- 1 規約
- 2 認可に関する事項
- 3 役員に関する事項
- 4 会員に関する書類
- 5 会議議事録
- 6 資産台帳
- 7 会員名簿
- 8 収入支出帳簿
- 9 各事業年度末財産目録及び収支決算書
- 10 事業計画書及び収支報告書

付則（施行日） 本規約は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

付則（施行日） 本規約は、2004 年 3 月 21 日から施行する。

付則（施行日） 本規約は、2005 年 2 月 6 日から施行する。

付則（施行日） 本規約は、2007 年 4 月 16 日から施行する。

付則（施行日） 本規約は、2012 年 4 月 21 日から施行する。

付則（施行日） 本規約は、2021 年 4 月 11 日から施行する。